

こ成事第 6 9 0 号
こ支総第 1 1 7 号
令和 6 年 10 月 11 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長

こども家庭庁
成 育 局 長
(公 印 省 略)
支 援 局 長
(公 印 省 略)

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る
児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、標記災害において適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別 紙

令和6年9月20日からの大雨による災害に係る 児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、こども家庭庁長官が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、こども家庭庁長官が別に定める施設は、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年6月15日付こ成事106号。以下、「交付要綱」という。）の第2の2、4及び5の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については30万円以上）であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること（複合施設の協議額が80万円未満の場合における複合施設内の保育所、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、30万円以上であれば対象となる）。

ウ 借用土地等災害復旧事業（交付要綱における別記1の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。

エ 借用土地等災害復旧事業については災害復旧費協議額一件につき30万円以上であること。

オ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、公立の幼保連携型認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。

カ 降灰の除去事業については、一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村立学校においては30万円以上、都道府県立学校においては60万円以上であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合

（ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1－1号） 3部

（イ）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

イ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設等の場合

(ア) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第 1－2 号） 3 部

(イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第 2 号） 1 部

ウ 降灰の除去事業（交付要綱における別記 2 の事業）の場合

(ア) 国庫補助事業計画書（様式第 3 号） 3 部

(イ) 降灰除去国庫補助事業計画一覧表（様式第 4 号） 1 部

(ウ) 降灰除去実施報告書（様式第 5 号） 1 部

(オ) 降灰除去実施報告一覧表（様式第 6 号） 1 部

(エ) 降灰除去事業施設別表（別表） 1 部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市又は法人の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から 60 日以内に提出すること。

なお、これによりがたい場合は、様式 2 号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生局に提出すること。

2 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事着工は協議書提出以前においても可能であるが、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局（以下、「担当部局」という。）の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等できるだけ明瞭に撮影するなどして、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

なお、本通知による協議の提出期限前であっても、担当部局は必要な協議書等を受理し準備が整った段階で、可能な事業から実地調査等の実施に向けた調整を行うこと。

3 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の周知徹底

施設の早急復旧を図るため、児童福祉施設等災害復旧費補助金が、今回の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害において被害を受けた児童福祉施設等に遺漏なく活

用されるよう、管内市町村、児童福祉施設等、関係団体等、関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段のご配慮をお願いする。

別 表

児童福祉施設等災害復旧費対象施設

施 設 名 等	施 設 名
児童福祉施設等 児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（保育所型認定こども園を含む。） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター（※） 里親支援センター
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター（※） 母子・父子休養ホーム（※）
その他の児童福祉施設等	児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 特例保育施設 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所 こども家庭センター 小規模保育事業所 事業所内保育事業所

	利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 幼稚園型認定こども園 こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う 施設
--	--

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。